

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第46号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則（平成5年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>ア 前項第3号アの取得価額及び取得年月日を証明するに足る書類</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 条例第2条第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号ア及びイに掲げる書類のほか、同項の対象設備の種類及び当該対象設備を事業の用に供した年月日を証明するに足る書類</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類（同項の規定の適用を受けた対象設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、ウ又はエに掲げる書類に限る。）</p> <p><u>ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項において準用する同法第11条第3項又は同法第45条第2項において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 条例第2条第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号ア及びイに掲げる書類のほか、同項の対象設備の種類、取得価額及び取得年月日並びに当該対象設備を事業の用に供した年月日を証明するに足る書類</p> <p>(4)・(5) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。